

○東京藝術大学理事退職後の大学教員への採用等に関する要項

〔平成17年3月28日〕
制 定

改正 平成18年3月31日 平成22年5月21日
平成25年10月24日

(目的)

第1条 この要項は、本学の大学教員から法人の常勤の理事に就任した者を、退職後引き続き当該学部等（教員組織を有する部局をいう。以下同じ。）の大学教員として採用する場合（以下「復帰」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

(採用)

第2条 学長は、当該理事が復帰を希望する場合は、理事就任前の大学教員の職に採用するものとする。この場合において、採用に当たっての東京藝術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第6条第2項及び東京藝術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項第8条から第11条までの規定は適用しないものとする。

2 前項の場合において、採用される日に、大学教員の定年退職日を超える者については、この要項は適用しない。

(提出書類)

第3条 就業規則第8条に規定する採用に当たっての提出書類は、学長が認めるところにより、全部又は一部の書類の提出を省略することができる。

(試用期間)

第4条 就業規則第9条に規定する試用期間は、学長が認めるところにより、これを設けない。

(給与決定)

第5条 採用時の給与は、人事院規則9-8及び給実乙第74号第11項の3に準じて決定する。

(地域手当)

第6条 東京藝術大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第26条に規定する地域手当の支給に当たっては、理事として在籍した地域と復帰後に在勤する地域が異なる場合においては、職員が在勤する地域を異にして異動したものと見なし、同条第3項の規定を適用する。

(期末手当)

第7条 給与規則第36条第2項に規定する期末手当の在職期間の区分の適用に当たっては、理事として在籍した期間についても職員として在職した期間とみなして適用する。

(勤勉手当)

第8条 給与規則第37条第2項に規定する勤勉手当の勤務期間の区分の適用に当たっては、理事として勤務した期間についても職員として勤務した期間とみなして適用する。

附 則

この要項は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。